

遊休農地の課税強化について

農業委員会では、農地法に基づき農地の利用状況や今後の利用意向についての調査を進めております。その中で、耕作の目的で利用されておらず、利用の増進を図っていない農地について、「農地中間管理機構と協議する」旨の勧告をうけた遊休農地は、平成30年度より固定資産税の課税が強化される場合があります。

課税強化・・・農地についての優遇措置（評価額の0.55に対し課税する）のうち0.55が外されます。実質1.8倍となります。

農地の適正な管理をお願いします

農地を管理されないまま放置すると、雑草が繁茂し病虫害の発生の原因となるだけでなく、火災や不法投棄を招いたり、有害鳥獣の住処となり、周辺の方々の迷惑となります。また、一度荒れ果てた農地を再生することは、費用も掛かり難しくなります。

休耕される場合でも定期的な草刈りや耕うんを行い、適正に管理するようお願いいたします。